

令和6年度 東京学芸大学大学院教育学研究科 入学試験

試験区分	一般選抜	○
	現職教員選抜	○
	外国人留学生等選抜	○
	派遣教員選抜	×
	特別選抜	×

科目	特別支援教育
対象	特別支援教育高度化プログラム

受験番号					

問題 I インクルーシブ教育システム (inclusive education system) の構築において、特に重要と考えられることを一つ挙げ、その課題や対策を日本語で論述せよ。なお、解答欄が不足する場合は、裏面を使用してよい。

【解答欄】

<解答のポイント>

以下の点などに触れて、論理的かつ的確な説明がなされていること。

- ・ 障害者の権利に関する条約など、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえていること。
- ・ 文部科学省のインクルーシブ教育システム構築事業等、特別支援教育の充実と一体として捉えた説明がなされていること。
- ・ 障害のみならず、さまざまな教育的ニーズへの対応を含んだ仕組みであることが明確に示されていること。
- ・ 学習者である児童生徒への対応のみならず、共生社会の形成を目指したシステムでもあることが示されていること。
- ・ 交流及び共同学習など、具体的な取り組みに言及してもよい。

令和6年度 東京学芸大学大学院教育学研究科 入学試験

試験区分	一般選抜	○
	現職教員選抜	○
	外国人留学生等選抜	○
	派遣教員選抜	×
	特別選抜	×

科目	特別支援教育
対象	特別支援教育高度化プログラム

受験番号					

問題Ⅱ 以下すべての用語について日本語で説明せよ。なお、解答欄が不足する場合は、裏面を使用してよい。

- (1) 医療的ケア (2) 通級による指導 (3) 関係発達論 (関係論的発達観) (4) 障害の社会モデル

【解答欄】

<解答のポイント>

以下の点などに触れて、論理的かつ的確な説明がなされていること。

(1) 医療的ケア

- 人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どもたち（医療的ケア児）への学校での対応について言及していること。
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律など、関連する法令や制度等について、適切に言及していること。
- 学校長の管理のもと、学校看護師、認定特定行為従事者等が連携するなど、実施体制に適切に言及していること。

(2) 通級による指導

- 通級による指導の対象となりうる児童生徒の障害、状態像などに適切に言及していること。
- 指導時間や指導実施体制など、実践面での特徴に適切に言及していること。
- 利用児童生徒の在籍する学級の担任との連携など、通常の学級での学習や生活への接続の重要性など、通級による指導のねらいや目的について、適切に言及していること。
- 東京都の特別支援教室の体制など、自治体の特徴的な取り組みに言及してもよい。

(3) 関係発達論 (関係論的発達観)

- 個体能力発達論に代表的にみられるような、個の視点で人間を理解するのではなく、関係の中で人は育ち・育てられるといった関係の軸で、人の成長、発達を理解しようとするといった特徴に適切に言及していること。
- 間主観性の概念を手がかりとした、自己 - 他者関係を説明する理論的立場であることに、適切に言及していること。
- 関係発達論を手がかりとした自閉症スペクトラム障害児への支援や、子ども・大人（支援者）関係など、関連する研究や実践の例を用いながら論じてもよい。必要に応じて、参与観察（関与観察）などの研究方法論に言及してもよい。

(4) 障害の社会モデル

- いわゆる障害の医学モデル（医療モデル）とは異なり、障害を、その当事者と環境（社会）との相互関連において捉えようとする、社会構築主義的な見方であるという特徴に適切に言及していること。
- 特別支援学校学習指導要領解説自立活動編においても言及されるなど、特別支援教育における実践においても手がかりとなる見方を提供するものであることなどに適切に言及していること。
- 国際生活機能分類（ICF）や、日本国内の法令で使用される「社会的障壁」などとの関連で説明してもよい。

令和6年度 東京学芸大学大学院教育学研究科 入学試験

試験区分	一般選抜	○
	現職教員選抜	○
	外国人留学生等選抜	○
	派遣教員選抜	×
	特別選抜	×

科目	特別支援教育
対象	特別支援教育高度化プログラム

受験番号					

問題Ⅲ 障害のある子どもに対して「個に応じた指導」を行う際に必要となる手続きや留意すべき点について、日本語で論述せよ。なお、解答欄が不足する場合は、裏面を使用してよい。

【解答欄】

<解答のポイント>

以下の点などに触れて、論理的かつ的確な説明がなされていること。

1. 指導を行う際の手続きとして、以下の点に言及されていること。

- ・指導を行う際の前提として、適切な実態把握を行うこと。
- ・保護者など、子どもの生活の様子を把握している者から、面接などを通じてできるだけ正確な情報を得ること。
- ・アセスメントツールなどを利用して、より客観的な実態把握に努めること。
- ・子どもの実態に関する所見をまとめたり、指導内容や指導方法を決めるにあたって、複数の人間による確認や意見交換を行うこと。
- ・指導の内容や方法、方針などについて保護者の同意確認を得ること。

2. 指導を行う際の留意点として、以下のことに言及されていること。

- ・PDCA（Plan-Do-Check-Act）サイクルによって指導効果を検証しながら指導を行うこと。
- ・こどもの実態に応じて、指導における適切な短期目標、長期目標を設定すること。
- ・特別支援学校等での指導においては、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を策定し、指導上の配慮点を確認しながら指導を行うこと。
- ・個別による指導や集団による指導など、効果的な指導を行うための指導場面を工夫すること。
- ・定期的な評価を行うなど、適宜、指導効果を検証し、指導方法の修正や改善に努めること。
- ・障害の特性に応じた環境設定や、教材・教具を工夫すること。

令和6年度 東京学芸大学大学院教育学研究科 入学試験

試験区分	一般選抜	○
	現職教員選抜	○
	外国人留学生等選抜	○
	派遣教員選抜	×
	特別選抜	×

科目	特別支援教育
対象	特別支援教育高度化プログラム

受験番号					

問題IV 以下すべての用語について日本語で説明せよ。なお、解答欄が不足する場合は、裏面を使用してよい。

- (1) 感音難聴 (2) 適応行動 (3) 発達の最近接領域 (4) 二次障害

【解答欄】

<解答のポイント>

以下の点などに触れて、論理的かつ的確な説明がなされていること。

- (1) 感音難聴

内耳（蝸牛）の有毛細胞の損傷等により生じる難聴のこと。内耳における損傷の部位に応じて、特定の周波数の音が聞こえにくくなり、音が歪んで聞こえたり、大きな音が響いて聞こえる補充現象（リクルートメント現象）が生じたりすること。伝音難聴と比較して、補聴器等による聞こえの補償が難しい場合が多いことなど。

- (2) 適応行動

個人的または社会的充足に必要な日常活動の能力であり、日常生活を安全で自律的におくるために必要となる年齢相応の行動の遂行やスキルのこと。概念的領域、社会的領域、実用的領域の3つの領域に分類できること、適応行動を評価する指標として、適応行動尺度や社会生活能力検査などがしばしば利用されることなど。

- (3) 発達の最近接領域

子どもの知的発達水準について、独力で問題解決等が可能な現在の発達水準と、独力では問題解決等に至らない水準との間にある領域のこと。他者の援助や大人との社会的相互作用によって、自分自身でできる以上の能力を発揮できる段階であり、子どもの社会的・文化的関わりが発達に影響すること。ヴィゴツキーが提唱した理論であることなど。

- (4) 二次障害

その人が有している障害を一次障害と呼ぶのに対し、一次障害を原因として生じる逸脱した行動等に対して、周囲の人から叱られる、罰せられるなどの否定的な評価を受けることにより、自尊感情が低下し、種々の不適応が生じること。注意欠如・多動症（ADHD）等の発達障害を有する子ども等が円滑な社会生活を送る上で、予防的な対応が必要となることなど。